

平成 30 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 2 回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開 催 日 時	平成 30 年 7 月 30 日 (月) 14 時 58 分 ~ 16 時 03 分	
開 催 場 所	鹿児島合同庁舎 第 2 会議室	
出 席 者	公益代表委員 (5 名)	石塚孔信 竹中啓之 田畑恒春 野平康博 山本晃正 (敬称略)
	労働者代表委員 (4 名)	大木順子 喜納浩信 下町和三 新内親典 (敬称略)
	使用者代表委員 (5 名)	岩重昌勝 岩元義弘 内道雄 瀨上剛一郎 森山麗子 (敬称略)
	事務局 (5 名)	小林労働局長 田之上労働基準部長 上ノ原賃金室長 田代賃金室長補佐 有村給付調査官
議 題	1	平成 30 年度中央最低賃金審議会における目安答申伝達について
	2	平成 30 年度産業別最低賃金の改正に関する申出等について 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 自動車 (新車) 小売業
	3	平成 30 年度産業別最低賃金改正の必要性の諮問について
	4	平成 30 年度運営小委員会に参加する関係労使について
	5	最賃法第 25 条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて
	6	その他
配 付 資 料	1	平成 30 年度地域別最低賃金額改定の目安について (答申)
	2	第 2 回目安に関する小委員会配布資料 平成 30 年度賃金改定状況調査結果 生活保護と最低賃金 地域別最低賃金額、未満率及び影響率 賃金分布に関する資料 最新の経済指標の動向 賃金引上げ及び働き方改革に向けた支援策 中小企業・小規模事業者に対する支援施策
	3	第 2 回目安に関する小委員会における委員からの追加要望資料
	4	第 3 回目安に関する小委員会における委員からの追加要望資料
	5	最低賃金額と生活保護費の比較 (平成 30 年度)
	6	平成 30 年春季賃上げ要求・妥協状況
	7	最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移 (鹿児島労働局)
	8	平成 30 年度産業別最低賃金の改正に関する申出書 (取扱注意) 電気機械器具、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業 自動車 (新車) 小売業
	9	鹿児島県最低賃金審議会の民主的運営に関する要請
	10	最賃法第 25 条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて

上ノ原賃金室長

それでは、定刻よりも若干 2 分ほど早いようでございますが、お揃いだと思いますので、始めさせていただきます。本日は労働者側の松下委員が欠席でございますので、まず御報告申し上げます。

なお、議事に入ります前に、報告事項がございます。鹿児島地方最低賃金審議会運営規程第 6 条により、審議会は原則として公開することとなっております。事務局で本日の審議会の傍聴希望者を公示しましたところ、6 名の希望者がございました。

ただ今、会議室の外で待機していただいております。公開要領によりますと、審議会の会議の公開は会議の傍聴を希望する者に対し、当審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとすると言われておりますので、後ほど、前回と同様に議事に入りました段階で傍聴の諾否及び会議資料の配布について会長にご判断をお願いいたします。報告事項は以上でございます。

石塚会長

それでは、ただ今から、第2回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。開会に先立ちまして、本審議会の成立につきまして報告をお願いしたいと思います。

上ノ原賃金室長

報告致します。審議会は委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ会議を開き、議決をすることができないと規定されておりますが、本日は公益側委員5名、労働者側委員4名、使用者側委員5名の合計14名の委員に御出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

石塚会長

本審議会は、有効に成立しているということでございますので、これより審議を始めていきます。先ほどお話がありましたとおり、本日は傍聴希望者が、6名いるということですので、審議会の公開につきましては、会議の傍聴を希望する者に対し当該審議会の会長が会議の傍聴を認めることにより行うものとするという規定がございますので、私としましては、前回同様議事の内容からして、非公開にする理由はないと思いますので、傍聴を認めることとして、会議資料を配布することにしたいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

それでは傍聴を認めることにしますので、事務局は傍聴希望者を入室させてください。

(傍聴希望者入室)

石塚会長

それでは、議事に入ります。本日の議題は1番目から6番目までありますので、順番に審議していきたいと思っております。

それでは、最初の議題に入ります。1番目の議題は平成30年度中央最低賃金審議会における目安答申の伝達についてです。小林労働局長から、答申の伝達をお願いします。

小林労働局長

それでは、私から答申文について読み上げたいと思っております。お手元の資料の1をご覧くださいればと思います。

平成30年 7月26日

厚生労働大臣 加藤勝信 殿

中央最低賃金審議会会長 仁田 道夫

平成30年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

平成30年6月26日に諮問のあった平成30年度地域別最低賃金額改定の目安について下記のとおり答申する。

記

- 1 平成30年度地域別最低賃金が改定の目安については、その金額に関し、意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって、見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善等につき引き続き取り組むことを強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって、当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障を生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

以上になります。

なお、続きまして、別紙1の平成30年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解というタイトルの資料をごらんいただきたいと思えます。別紙1になります。

このうち1としまして、平成30年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする、としまして、AからDランクあります。このうち鹿児島につきましては、Dランクの金額につきましては、23円となっております。

なお、この1につきまして、2について裏ページを見ていただきたいのですが、裏ページの4行としまして、目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会においては地域別最低賃金の審議に際し、目安を十分に参酌することを強く期待する、また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持っていることを要望すると記載されている次第であります。よろしくお願ひします。

石塚会長

どうもありがとうございます。ただ今、中央最低賃金審議会における目安答申について、伝達を受けましたが、ここで、目安小委員会における労使委員見解及び公益委員見解について事務局の方からご説明お願ひいたします。

上ノ原賃金室長

座って説明させていただきます。それでは、平成30年度地域別最低賃金改定の目安に関する公益委員見解及び目安小委員会における労使委員見解について説明をさせていただきます。まず、資料1をご覧くださいと思います。本年度の中賃の審議状況について申し上げますと、6月26日に厚生労働大臣から目安審議の諮問が行われ、7月26日に答申が行われたところでございますが、この間に別途、目安に関する小委員会が6月26日から7月26日までの間に計4回開催をされております。

特に最後の第4回の小委員会においては長時間の審議を経て、小委員会報告として、取りまとめが行われております。この小委員会では、労使相互の意見の隔たりが大きく目安を定めるに至らなかったところですが、地方最低賃金審議会における審議に資するため、昨年と同様に、目安に関する公益委員見解及び目安に関する小委員会報告として、地方最低賃金審議会に提示するという事になったところでございます。1枚めくっていただきまして、別紙1の表が目安額でございますが、先ほど、小林局長のからご説明がありましたように今年度の引き上げ額の目安額につきましては、全国加重平均では昨年の1円上回る26円という結果になっております。表にありますように従来と同様に、全国のランクはAランクからDランクまでの4つに分けられておりまして、Aランクは27円、Bランクは26円、Cランクが25円、Dランクが23円という目安額が示されております。鹿児島はDランクでございますので目安額は23円となります。

続きまして、2項目目が目安小委員会の公益委員の見解となりますが、との部分について、簡単に主な部分のみ説明をさせていただきます。では、目安小委員会は目安制度のあり方に関する全員協議会報告で合意された今後の目安審議のあり方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう、整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、働き方改革実行計画に配慮した調査審議が求められたことについて特段の配慮をしたうえで、総合的な審議を行ってきたことを示されております。また、公益委員見解を取りまとめるに当たっては、賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率等々、賃金に関する指標が全般的に上昇していること、消費者物価がプラスに転じ、今後も引き続き上昇が見込まれていること、名目GDP成長率は年率3%に及ばないものの、平成29年は前年比で上昇していることなど、最低賃金引き上げが雇用情勢等に、大きな影響を与えているとまでは言えないこと、働き方改革関連法案が成立した中で、働き方改革実行計画の重要な目標である非正規雇用労働者の処遇改善が引き続き社会的に求められていることを特に重視する必要があることなど、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったと示されております。

目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会においては地域別最低賃金の審議に際し、目安を十分参酌することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって、見守ることを要望すると公益委員見解が記載されております。では、生活保護水準と最低賃金との比較について乖離が生じていないことが確認され、引き続き乖離が生じないか、その時点における最新のデータに基づいて確認することが適切と考えたと記載されております。これについては後ほどまた鹿児島県の現状を説明させていただきたいと思います。では地域別最低賃金引き上げの影響については、平成29年全員協議会報告に基づき、引き続き影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要であるとされています。

続きまして、次のページの別紙に中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告が添付されておりますが、2に労働者側の見解、3に使用者側の見解が書かれておりますので、それぞれを読

み上げる形で報告をさせていただきます。まず、労働者側の見解です。労働者側委員は最低賃金の水準が依然として低く、地域間の格差が依然として大きいとの課題意識から引き続き当面目指すべき水準を意識した目安を議論すべきであり、まずは800円以下の地域別最低賃金をなくすことが急務であると主張した。その上でトップランナーともいえるAランクは1,000円への到達を目指すべきであり、これらの到達時期については、経済環境等にも配慮しつつ、2020年を目途にすべきであると主張した。また、生活圈や経済圏が広範囲となり、人手不足がますます深刻化する中、隣県や都市部との格差拡大は働き手の流出に直結しており、この状況を早急に是正しなければ地方における中小・零細企業の事業継続や発展は困難であるとの認識を述べた。さらに、地方最低賃金審議会の自主性発揮を促す観点からも中央最低賃金審議会において、最低賃金の地域間格差の是正に向けた議論を行い、ランク間差を最小限にとどめるとともに、最高額と最低額の比率の更なる改善を図っていく必要があると主張した。さらに、地域別最低賃金の最高額の水準で2,000時間働いたとしても年収200万円に到達せず、憲法第25条及び労働基準法第1条に照らしても低水準であると述べた。

また、非正規労働者の処遇改善が社会的要請であることは、配意を求められた働き方改革実行計画でも指摘されており、雇用形態にかかわらず、働いて稼いだ賃金で家族と共に生活できる社会を実現すべきであるとともに、人材不足への対処として、高卒初任給や非正規労働者の時給を戦略的に引き上げている企業も見られることから、高卒初任給や非正規労働者における時給の実態も勘案すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員の見解については不満の意を表明した。

続きまして、使用者側の見解です。使用者側委員は急激な原油価格の上昇、原材料価格の増大、労働力の確保が困難な状況による人件費の高騰など、経営コストの上昇圧力が非常に強く、中小企業を取り巻く経営環境は中小企業景況調査や法人企業統計の結果をはじめ、総じて厳しい環境にあり、中小企業の経営者は賃金支払能力が乏しい中で深刻な人手不足に対処するため、実力以上の賃上げを強いられているとの認識を示した。また、最低賃金は全ての企業・使用者にあまねく適用され、最低賃金を下回る場合は罰則の対象になることから、通常の賃上げとは性格が異なるとともに、政府による各種支援策の効果が未だ十分に上がっているとは言えず、近年の大幅な引き上げによる企業経営への影響を十分に考慮した審議をすべきであると主張した。

さらに、働き方改革実行計画に記載された年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ、引き上げていくという政府方針は毎年3%程度、機械的な引き上げを行うのではなく、名目GDP成長率が年率3%に達しない場合は、それを考慮しながら引き上げ額を議論することであり、そうでなければ目安審議や地方最低賃金審議会での審議を行う意味はないと述べた。

また、最低賃金の決定にあたっては、最低賃金法第9条に基づく労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の三要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果の第4表を重視するとともに、明確な根拠に基づいた納得感のある目安を提示すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。加えて、平成29年3月28日に中央最低賃金審議会において了承された中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告3の及び、4の趣旨等を踏まえ、最低賃金引き上げの影響や効果について、影響率や雇用者数をはじめとする

様々なデータなどを注視しつつ、継続的に検討・検証していくことが必要であると強く主張した。以上が使用者側委員の見解でございます。

次に4の意見の不一致のところですが、目安小委員会としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかったという経緯が記載されております。最後に5では全員協議会報告で合意された今後の目安審議のあり方を踏まえ、加えて、働き方改革実行計画に配慮し、諸般の事情を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものであるというのが、最初に申し上げました別紙1の公益委員見解であります。以上で資料1の中賃の目安答申の内容の説明を終わります。

石塚会長

ありがとうございました。ただ今、中賃の目安答申の伝達につきまして説明がございましたが、委員の皆様の方から何かご質問ご意見等はございませんでしょうか。よろしいですか。

(質疑なし)

石塚会長

それでは、議題1の平成30年度中央最低賃金審議会における目安答申伝達に関しては、ここまでといたしまして、次に資料が出ているようですので、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

田代室長補佐

それでは、私から資料2、3、4、6、7を簡単に説明させていただきます。申し訳ございませんが、座って説明させていただきます。

資料2につきましては、中央最低賃金階の第2回目安に関する小委員会で使用された資料ですが、このうち後ほど、賃金室長から説明させていただきます生活保護と最低賃金の比較及び中小企業等に対する支援施策に関する資料を除いて、説明させていただきます。まず、資料2の でございますが、これは平成30年度に全国で実施しました最低賃金に関する実態調査のうち、賃金改定状況調査の取りまとめ結果でございます。この調査の概要につきましては、1ページ目に記載されておりますが、簡単に申しますと、昨年6月と本年6月との賃金額を比較して、どの程度賃金改定がなされたかを調査したものになります。調査は、全国で4,000の事業所を対象にし、当県の割り当て分が65事業所で県庁所在地の鹿児島市、人口5万人未満の市の南さつま市、枕崎市、志布志市の4市の事業所を対象に実施しております。

調査結果の中身でございますが、資料の を1枚めくっていただきますと、第1表から第4表まで、その結果が取りまとめられております。第1表で賃金改定実施状況別事業所割合、第2表では、事業所の平均賃金改定率、第3表で事業所の賃金引き上げ率の分布の特性値、第4表で一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率をそれぞれ取りまとめてございます。

次は資料2の ですが、これは賃金別最低賃金の未満率と影響率の推移をまとめた資料でございます。1枚目と2枚目はいずれも、総括表の基になる最低賃金に関する基礎調査結果を1枚目はランク別に、2枚目は県別にまとめたもので、29年度は、Dランクの加重平均が未満率1.4%、

影響率が10.3%に対して、鹿児島県は の2枚目のとおり、未満率が3.1%、影響率が14.2%となっております。3枚目は賃金構造基本統計調査結果を基に、県別にまとめられており、鹿児島県は未満率1.8%、影響率6.5%となっております。

続きまして、資料2の でございますが、これは平成29年度の賃金構造基本統計調査結果を基にしました都道府県別の賃金分布に関する資料でございます。非常に小さい棒グラフで誠に恐縮ですが、1ページ目からが一般労働者と短時間労働者を合計したグラフ、14ページから一般労働者のみ、27ページから短時間労働者のみのグラフとなっております。資料2の の資料につきましては、最新の経済指標の動向がまとめられております。資料3につきましては、第2回目安に関する小委員会で委員から追加の提出が求められたもので、第3回目安に関する小委員会で提出された資料でございます。パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金、決定初任給（高校卒）の推移、地域別最低賃金と新規学卒者の初任給との関係（高校卒）、それと、平成30年7月の豪雨災害についての資料になります。資料4でございますが、これは第3回目安に関する小委員会で、委員から追加の提出が求められたもので、第4回の目安に関する小委員会で提出されたものです。これは地域別最低賃金と新規学卒者の初任給との関係で高卒、第1・十分位数と平成30年7月豪雨による被害状況等についての資料になります。続きまして、資料6でございますが、これは鹿児島県が7月20日に発表した県内企業の春季賃上げ要求・受結状況の最終集計で、企業79社の受結状況額は、3,798円引き上げ、率で、1.68%、前年に比べますと、額で326円高いとされております。また、前年と比較可能な61社の平均受結額（単純平均）につきましては、3,495円、賃上げ率で、1.56%となっております。

最後に資料7でございますが、これは毎年2月を中心に、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を実施しておりますが、その結果を取りまとめたものでございます。以上で説明を終わります。

石塚会長

どうもありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしいですか。全国のデータ、鹿児島のデータに係るものがありますが、よろしいですか。

（質疑なし）

石塚会長

それでは、続きまして、生活保護費と最低賃金の比較について、それから中小企業・小規模事業者に対する支援施策について説明をお願いしたいと思います。

上ノ原賃金室長

それでは説明させていただきます。生活保護費と最低賃金の比較については、資料5に基づいて、説明させていただきます。説明を始める前に、あらかじめお断りしておきます。本年度の最低賃金と生活保護の比較では、生活保護のデータは平成28年度のデータを用いていますが、平成28年度の住宅扶助費については、平成28年度被保護者調査年次調査がまだ未公表であるため、平成27年度の実績値を用いて計算を行っております。

平成28年度被保護者調査年次調査が公表され、平成28年度の住宅扶助費が判明した際には各都道府県の最低賃金額と生活保護費を比較して、データを改めて計算して、皆様にお示しすることになりますので、ご了承お願いいたします。

資料5の最低賃金額と生活保護費の比較（平成30年度）ですが、これは昨年度から本省が一括して作成しているものでございます。鹿児島県の生活保護費が88,041円、平成28年度の最低賃金額715円に基づいて算出した賃金の手取り額102,396円、平成29年度の最低賃金額737円に基づいて算出した賃金の手取り額105,547円となっております。どの年度の最低賃金額に基づいて算出した手取り額の方が生活保護費を上回っているという状況でございます。それでは、資料5の2枚目の生活保護と最低賃金との比較について、右の上の方に、鹿児島労働局と書いてあるカラー印刷したものでございますが、そちらの方で説明をさせていただきます。3枚目の左上にローマ数字の前提と書いてあるところですが、最低賃金と生活保護費との比較ということですので、計算の前提としましては、生活保護基準の中で最も支給額の低い層の若年単身者で、生活保護基準では12歳から19歳の単身世帯を用いて、比較をしていくこととなります。表の1段目にある生活扶助基準額等の下にある表につきましては、第1類費及び第2類費合算基準額から県内級地別人口までについては、ゴシックになっている部分が鹿児島県が対象となっていると数字となっております。生活保護費の具体的な計算方法を説明いたしますと、ローマ数字の の生活保護と書いてあるところをご覧いただきたいと思うのですが、その下に1人口加重平均と書いてありまして、 が生活扶助基準と同様になっております。 の第1類費及び第2類費の合算基準額から、 の期末一時扶助費までを、それぞれ加重平均して算出した金額がそれぞれ水色の枠にある68,712円であり、1,075円であり、978円となります。そして、 から すべて足した金額が生活扶助基準額ということになりまして、一番下の茶色の枠の所ですが、70,765円となります。

次の頁を見ていただきたいのですが、 の住宅扶助の住宅扶助実績値の計算ですが、一人世帯の鹿児島市と鹿児島市以外の鹿児島県の単身被保護者世帯に分けて計算した金額が緑色の枠の17,276円となります。なお、住宅扶助の算出につきましては、右側のカッコ内の米印2にありますとおり、単身非保護世帯数には住宅扶助を支給されていない世帯も含まれております。次に ですが、前のページで算出しました生活扶助基準額70,765円と、住宅扶助実績値17,276円を合計した1か月の生活保護費で、青枠のところですが、88,041円となります。続きまして、ローマ数字の大きな 最低賃金との比較のところですが、最低賃金から算出される1か月の収入額はいくらかということで、平成27年から平成29年の最低賃金額に基づいて計算したものが1の最低賃金額と書いてある表になります。ただ、1か月の収入に記載されている金額は総支給額ということになります。この金額から、税金とか社会保険料とかの金額を差し引いて計算しないといけないということになりまして、そこでは全国の最低賃金の1番低い金額を当てはめて計算して、1か月の総収入から、所得税、住民税等を控除した、いわゆる手取り額を算出するための係数が枠外に記載してありますが、今年度が0.824になっております。平成27年の場合は、1か月の収入額120,617円に、この係数0.824をかけますと、99,389円となりまして、これが手取り額ということになります。

以上の計算により算出した1か月の手取額と生活保護の88,041円を比較しますと、2の 最低賃金額との比較の表に記載してありますとおり、最低賃金額が最も低い平成27年の場合ですと、1か月11,348円、1時間当たり79円、鹿児島県の最低賃金の方が生活保護費より高いということになります。以上が生活保護費と最低賃金の比較についての当県の現状ということになります。

続きまして、賃金引上げ及び働き方改革に向けた支援策ということで青色のインデックスの資料番号2の の資料について説明をさせていただきます。資料2には、働き方改革にかける支援策も含まれておりますが、この場では、最低賃金引き上げにかかる資料について説明をさせていただきます。

最初に最低賃金引き上げに向けた生産性向上支援策、いわゆる業務改善助成金について説明をさせていただきます。業務改善助成金につきましては、制度そのものについては、昨年度も説明をさせていただいておりますが、この制度は、企業の生産性向上に資する設備器具の導入、経営コンサルティングの実施等の業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金を30円以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成するもので、賃金引上げを行う労働者数に応じ、助成上限額を上乗せすることになっております。

助成対象となる措置の例として、設備投資、コンサルティング、その他として、いくつかが示されております。助成内容につきましては、昨年度から若干改正されております。引き上げ額については、30円以上から120円以上と、5つに分かれていたものが、30円以上と40円以上となりまして、引き上げる労働者数に応じて、助成の上限額が定められ、その助成上限額が引き上げられております。さらに、助成対象事業場も全国、全域に拡充をされております。業務改善助成金の実績・効果につきましては、平成28年度からの実績が示されております。申請受付件数は、平成28年度の592件から、平成29年度は901件と52%増加しております。鹿児島労働局の実績といたしましては、平成28年度は2件、平成29年度の申請件数は11件となっております。色々な形で事業場への周知活動は行っているところでございますが、なかなか申請までには至っていないという状況にあるようでございます。この制度の効果につきましては、資料に記載されているとおりでございます。次に中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業についてですが、

と につきましては、働き方改革に関するものですので、説明は省略をさせていただきます。ここでは、 について説明をさせていただきます。昨年度までは最低賃金総合相談支援センターが設置され、中小企業・小規模事業者に対し、最低賃金引き上げのための経営・労務管理等に関する相談等を専門家を通して行ってきたところですが、これが働き方改革推進支援センターに改称され、人材の定着確保・育成を目的とした雇用管理改善や業種の特性に応じた業務プロセス等の見直し等による人材不足対応に資する労務管理に関する技術的な相談や賃金制度等に関する一般的な総合支援を行うこととされております。

時間外労働等改善助成金については、これは働き方改革にかかるものですので、説明は省略させていただきます。次に最低賃金引き上げに向けた収益力向上セミナーについて説明をさせていただきます。事業の趣旨としましては、最低賃金引き上げの影響が大きい業種である生活衛生企業等に対して、最低賃金制度等の周知や収益力の向上に関する講演を行うとともに、専門家による個別相談を実施するもので、昨年度は公益財団法人鹿児島県生活衛生営業指導センターが主催するセミナー等が開催されており、これに私が講師として出席して、最低賃金制度等の説明を行っております。

資料では、この後に時間外労働等改善助成金、時間外労働上限設定コースの助成金支給額のイメージ、同一労働同一賃金の実現に向けた導入促進事業をお付けしておりますが、これらは働き方改革に係るものでございますので、説明は省略をさせていただきます。

ただ今説明をさせていただきました業務改善助成金、働き方改革推進支援センター、最低賃金引き上げに向けた収益力向上セミナーにつきましては、雇用環境・均等室が所掌して活動してい

るところでございますが、当賃金室におきましても、最低賃金・賃金引上げ等に向けた生産性向上等のための支援施策であることから、あらゆる機会を通じて、周知することとしております。以上でございます。

石塚会長

どうもありがとうございました。ただ今の説明につきまして、皆さんの方からご質問、ご意見等ございませんでしょうか。資料の2の と資料の5の方は、これは最低賃金の比較と生活保護の基準、基準の方は資料5に書かれております。資料の2の については、支援策ですね、これについての説明がございましたが、よろしいですか。

(質疑なし)

石塚会長

それでは、議事を進めさせていただきます。先ほど、小林局長の方からの目安答申の伝達があり、また、事務局の方から中賃での資料や地賃での審議の参考となる資料の説明がございました。

県最賃専門部会は今月の25日に第1回の会議が開催されて、審議はすでに始まっているところではございますが、先程の目安答申や事務局の資料等を参考にして、労使とも相互の立場を理解しながら、今後の最賃専門部会において、適正な、公正な結論が出るように、十分な議論を尽くしていただきますようお願いいたします。

また、第1回の本審におきまして、県最賃につきましては、従来どおり審議会令第6条第5項は適用せず、専門部会における審議結果を受けて、再度、本審で審議決定のうえ、鹿児島労働局長に対して答申を行うことが決定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、2番目の議題は平成30年度産業別最低賃金の改正の申出等について、でございます。産別最賃の改正に関する申出につきまして、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

田代室長補佐

産業別最低賃金の改正等につきまして、ご説明いたします。産業別最低賃金の改正につきましては、関係労使等から最低賃金法第15条第1項に基づく改正等の申し出を受けて審議に入るといいう形になっております。鹿児島県における産業別最低賃金は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、以下、電気関係製造業と言わせていただきます。それと、百貨店・総合スーパー、自動車（新車）小売業の3業種について決定されており、本年度におきましては、電気関係製造業と自動車（新車）小売業につきましては、それぞれの業種に関する最低賃金の改正等の申出をそれぞれの関係の労働団体から受けております。百貨店・総合スーパーにつきましては、平成30年6月28日付けで [REDACTED] から申し出がございましたが、7月13日付での申出書の取り下げがございました。申し出の状況につきましては、お手元の本審の資料のナンバー8の と のとおりでございます。

電気関係製造業につきましては、7月10日に、自動車（新車）小売業につきましては、7月24日に、ご覧の労働団体から申し出を受けております。

これらの申し出の内容を審査いたしました結果、それぞれの申し出の理由欄に記載されておりますとおり、使用される労働者数は事務局がそれぞれの産別に適用される基幹的労働者数を算定

し、関係労使団体あてに通知した労働者数であり、労働協約適用の労働者数の割合は、電気関係製造業が56.59%、自動車（新車）小売業は50.39%となっており、改正の申し出の要件であります産業別最低賃金の適用がある基幹的労働者数のうち、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける基幹的労働者数が概ね3分の1以上であるということを満たしており、申出書として問題ないものと思われまます。以上で、産業別最低賃金の改正に関する申し出等についての説明を終わります。

石塚会長

どうもありがとうございました。産別最賃につきましては、電気機械器具等製造業関係、自動車（新車）小売業から改正の申し出がなされ、申し出の要件を満たしているということでしたが、ただ今の説明につきましては、何か質問やご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（質疑なし）

石塚会長

よろしいですか。それでは、この電気関係製造の関係と自動車（新車）小売業の2つの産別最賃の改正申し出につきましては、問題ないということにしたいと思いますが、よろしいですか。

（異議なし）

石塚会長

よろしいということで、それでは産業別最低賃金の審議に関する今後の大まかなスケジュールについて、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

田代室長補佐

産業別最低賃金の改正についてのスケジュールをご説明します。本日このあと、小林労働局長から改正の必要性の有無についての調査審議をお願いするとこの諮問をさせていただきまます。この諮問を受けて8月17日午前9時からと8月20日午前9時から予定している運営小委員会で、まず産業別最低賃金の改正の必要性に関する調査審議をしていただくこととなります。

運営小委員会におきましては、中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会によれば、全会一致の議決に至るよう努力するものとするとしてされており、十分に審議を尽くしていただくために、今年度も複数回の日程を調整しているところでございます。

運営小委員会で結論に至った場合は、その後に本審を開催して運営小委員会から、調査審議の必要性に関する報告を受け、答申をいただくこととなります。

例年の流れに当てはめますと、運営小委員会の後、8月22日に開催予定の第4回本審において、運営小委員会の報告を受け、答申をいただいております。

その後、本審において、産業別最低賃金の改正の諮問をさせていただいた後、産業別最低賃金専門部会の委員の公示を経て、専門部会を立ち上げて調査審議をお願いすることとなります。産業別最低賃金の発効につきましては、基本的には例年、年内発効を目標としていることから、今

年度の産別最賃につきましても、9月下旬くらいから10月にかけて、専門部会を開催していくことを考えております。

前回の第1回本審で運営小委員会は8月17日午前9時から、8月20日午前9時から開催するという日程だけは決定しておりますが、関係労働者の人数、選出方法等が決定しておりませんので、この後、御審議をお願いしたいと思います。以上で産業別最賃に関する今後のスケジュールについての説明を終わります。

石塚会長

ありがとうございます。事務局から産業別最低賃金に関する今後のスケジュールにつきまして、説明がございましたが、ご質問等はございませんか。

(質疑なし)

石塚会長

よろしいでしょうか。第1回本審の時にもスケジュールについては若干の説明がありましたが、ではよろしいということで進めさせていただきます。

それでは、3番目の議題となりますが、ただ今の申出書に基づいて、平成30年度産業別最低賃金改正の必要性の諮問を小林労働局長をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

小林労働局長

それでは、私から諮問をさせていただきます。

平成30年7月30日

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 石塚孔信 殿

鹿児島労働局長

小林 剛

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

平成30年7月10日付けをもって申出代表者 [] 及び []

[] から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第4号)改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

また、併せまして、鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金についても、その必要性の有無について、諮問しますので、どうぞよろしくお願いします。

石塚会長

それでは、ただ今、小林労働局長から、産業別最低賃金の改正の必要性の諮問を受けましたので、本日の議題の4番目、平成30年度運営小委員会に参加する関係労使について審議したいと思います。では、事務局から説明をお願いします。

田代室長補佐

産別最低賃金に関しましては、まず、運営小委員会を開催して、改正の必要性の審議を行うわけですが、この運営小委員会では、関係労使、オブザーバーのご意見等を聞いております。

まず、これまでの流れを簡単にご説明いたします。本審の第1回の資料の中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応についての記の2の中で、産業別最低賃金の必要性に関する調査審議は、鹿児島地方最低賃金審議会委員で構成する運営小委員会に当該産業の関係労使をオブザーバーとして参加させて行うと定められており、また、運営小委員会運営要領の3の2で関係労使の人数は同数と定められており、平成15年から関係労使が参加した運営小委員会が開催されております。

本日、委員に御審議いただきたい事項は3つございまして、1つ目は関係労使を各何名ずつにするか、2つ目は、選出方法はどのようにするか、3つ目はいつまでに選出するかという事項です。関係労使を何名ずつにするかについて若干の経緯を申し上げますと、昨年度の第2回本審で、3つの産業別最低賃金とも労使各1名ずつとし、いずれかの参加が無くても、例えば労側だけとか、使用者だけという、そういう場合でも運営小委員会の結論を受け入れるということで、昨年度は百貨店・総合スーパーが2名ずつ、その他は1名ずつということで合意がなされました。これらを踏まえ、今年度も関係労使の人数を、産別ごとに決めていただくとともに、関係労使は可能な範囲で参加していただき、万一参加できなかった場合でも、運営小委員会での結論を受け入れて審議するか、あるいは受け入れないかという点についても、あらかじめお決めいただきましたら、今後の運営がスムーズにいくかと思われまますので、よろしく願いいたします。2番目の選任方法ですが、昨年度は労側、使側の各団体からの推薦があり、関係労使の推薦手続きは事務局あてに任意の様式で該当する産別の件名、関係労使の所属団体もしくは事業場名、職氏名、住所、電話番号等連絡先を記入していただいたものをFAX等で推薦していただきましたが、本年度も同様でよろしいか、ご確認いただきたいと思っております。今、任意の様式と申し上げましたが、必要に応じて、事務局の方で推薦様式を準備する予定にしております。3番目の選任の時期につきましては、第1回本審で承認いただきましたとおり、関係労使の推薦は8月10日金曜日までをお願いしたいと考えております。

なお、第1回本審において、運営小委員会の開催日は、関係労使のオブザーバーをお願いする1回目は、8月17日午前9時から、2回目は8月20日の午前9時からの開催で承認をいただいておりますが、再度ご確認をお願いしたいと思っております。

石塚会長

どうもありがとうございます。関係労使の選任につきまして、ただ今、事務局からご説明がございましたが、まず、関係労使の人数を各何名にするか、また、万一参加できなかった場合の運営小委員会での結論の取り扱いをどうするかということ、それから2番目に選任方法をどうするかということ、それから3番目に、改めて、第1回の運営小委員会を8月17日の午前9時、第2回運営小委員会を8月20日月曜日の午前9時から開催し、関係労使の推薦期限を8月10日の金曜日までにしたいということで審議してほしいということでしたので、順番に審議していきたいと思っておりますが、その前に何かご質問等はございませんでしょうか。よろしいですか。

(質疑なし)

石塚会長

それでは、まず、関係労使の人数等に関してですが、まず関係労使の人数を、産別ごとに何人ずつにするかということ、それから2番目に、可能な範囲で参加していただき万一参加できなくても、本審では運営小委員会の結論を受け入れて審議するか、それとも受け入れないかという点につきまして、各側のご意見を伺いたいと思います。それでは、まず、労側、使側のそれぞれ、ご意見はいかがでしょうか。

新内委員

これまでと同様でいいと思います。特段変える必要はないと思っています。したがって、人数的には労使1名ずつで、運小の意見を受け入れるということをお願いしたいと思います。

石塚会長

使側の方はどうでしょうか。

濱上委員

同意見です。これまでと同じでいいと思います。

石塚会長

どうもありがとうございます。それでは、昨年同様で、人数につきましては電気機械器具製造業関係で、労使各1名ずつ。それから自動車(新車)小売業関係で、労使各1名ずつ出していただくということにさせていただきます。そして、参加については、可能な範囲で参加していただき、万が一参加できなくても、本審では運営小委員会での結論を受け入れて審議するというにしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、関係労使の選任の方法ですが、昨年同様各側から、推薦していただくことにいたしまして、事務局あてに任意の様式で該当する産別の件名と関係労使の所属団体、事業場名、職氏名、住所、電話番号等の連絡先を記載していただいて、FAX等で推薦していただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

よろしいですか。ではそのようにさせていただきます。最後に、関係労使の推薦期限と運営小委員会の日程ですが、関係労使の推薦期限は8月10日(金)までとして、第1回の運営小委員会を8月17日金曜日の午前9時から、2回目の運営小委員会を8月20日月曜日の午前9時から開催することになっておりますので、委員の方々は日程の確保をお願いいたしたいと思います。

それでは、4番目の議題の最賃法第25条に基づく公示に係る意見書の取り扱いについて、に入ります。

これにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

上ノ原賃金室長

最低賃金法第25条第2項で最低賃金審議会は最低賃金の決定又は改正について調査審議を求められた時は関係労使の意見の反映に特段の配慮を必要とし、関係労使を代表とする委員からなる専門部会を必ず設置しなければならないとなっておりますが、地域の関係労使の利害や意見が必ずしも一様でない場合もあるので、関係労使の意向を十分に反映して、慎重に最低賃金の決定を行うことができるよう、専門部会の設置とは別に関係労使の意見を聞くことになっております。

この関係労使からの意見聴取については、関係条文の一覧を用意しておりますので、資料10を見ていただきたいと思います。この資料の最低賃金法第25条第5項で、意見聴取について規定をされております。最低賃金法第25条第5項によると、最低賃金審議会は最低賃金の決定又はその改正もしくは廃止の決定について、調査審議を行う場合においては厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとなっております。最低賃金法施行規則第11条第1項に基づいて、第1回本審の後に、関係労使からの意見聴取の公示を行ったところ、別添の資料9のとおり、本年7月11日付けで鹿児島県労働組合総連合から要請書が提出されております。この要請書には専門部会を公開していただきたい、意見陳述の機会を委員選出団体以外にも与えていただきたいとの要望が記載をされております。

昨年度も意見聴取の公示を行いましたところ、同様の申し出があり、この中で専門部会の公開と意見陳述をさせてほしいという要望がありましたので、この取り扱いをどうするか、昨年度第2回本審で検討していただいたところ、この取扱いが専門部会で審議し決定することとなり、同日、本審終了後に開催された臨時専門部会で審議をしていただいた結果、専門部会の公開の要望については非公開とする、意見陳述については、1名に限定して10分以内で意見陳述を受けるという結論に達し、専門部会の中で10分間意見陳述を受けたという経緯がございます。本年度は専門部会の公開・非公開の取り扱いにつきましては、先般7月25日に開催されました第1回の県最賃専門部会で、今年度の専門部会は非公開とすることがすでに決定をしております。従って、意見陳述に関する取り扱いをどうするかについて本審で判断をしていただけたらと思います。以上で説明を終わります。

石塚会長

どうもありがとうございます。ただ今、事務局の方から意見聴取の公示を行ったところ、別添資料の9のとおり、要請書が提出され、専門部会の公開の要望とそれから意見陳述の要望について、この取り扱いをどうするか審議してほしいという提案がなされましたが、専門部会の公開・非公開の取り扱いにつきましては、7月25日に開催された第1回県最賃専門部会で今年度の専門部会は非公開とするということが既に決定しておりますので、本審では意見陳述に関する要望の取り扱いをどうするかについて判断をしていただきたいとの説明がございました。

意見陳述につきましては、先ほど最賃法施行規則第11条第2項で、最低賃金審議会は意見書による他、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち、適当と認める者をその会議に出席させる等により意見を聞くものとするという説明がございました。

仮に意見陳述を認めるということになれば、意見陳述を行ってもらう場についても、具体的な改正審議を行う専門部会ということになるのではないかと思います。昨年の審議会で検討した時の議事録を見ますと、具体的な県最賃の改正の審議を行うのは専門部会ですので意見陳述を認めるか否か、何回目の専門部会で陳述を行ってもらうか、陳述の人数、時間等をどうするかも含め

て、専門部会で決めてもらったほうがいいのかという結論になり、専門部会で取り扱いを審議してもらったという記録がございますが、今年はどうしますか。

新内委員

昨年は、臨時の専門部会で審議を行いましたが、今年もそれと同じでいいと思います。

石塚会長

使側もそれでよろしいですか。

濱上委員

はい。結構です。

石塚会長

それでは、この意見陳述のご要望の取扱いにつきましては、専門部会で審議するという事で決定いたしました。昨年と同様ということになりますが、このことについて事務局は何かございますか。

上ノ原賃金室長

それでは、意見陳述の要望の取扱いにつきましては、昨年度は第2回本審終了後に、専門部会の委員の皆様に残っていただいて、臨時専門部会を開催して審議をしていただいております。昨年度は専門部会での本格的な金額審議が始まる前に、意見陳述を受けて、それを踏まえて、審議を行いたいとの意向から、第2回専門部会の冒頭で意見陳述を受けています。今年の第2回専門部会は、8月1日に開催予定であることから、時間的なことを考慮しますと、本年度も専門部会の委員の皆様のご都合がよろしければ、先ほど、労使の委員からご意見がありましたように、本審終了後に臨時専門部会を行うこととして、審議していただければと思いますが、それでよろしいでしょうか。

石塚会長

ただ今、事務局の方から、昨年度と同様に、本審終了後に、臨時専門部会を開催して、意見陳述のご要望の取扱いについて審議していただきたいとの要望がありました。専門部会の委員の皆様それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

どうもありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。それでは、本日の本審終了後に、臨時専門部会を開催することにしたいと思います。では、事務局の方から連絡事項がございますか。

上ノ原賃金室長

それでは本日の本審終了後に、臨時の専門部会を開催することとなりましたので、専門部会の委員の皆様は本審終了後、しばらくこの会場に残っていただきますようお願いいたします。昨年度は10分程度で審議は終了しております。よろしくお願いいたします。

石塚会長

どうもありがとうございます。最後の議題は第6のその他になりますが、委員の方から何か審議してもらいたい事項等はございませんでしょうか。

(意見なし)

石塚会長

よろしいですか。それでは、事務局の方から何かございますか。

田代室長補佐

第1回本審において、第3回本審については、8月3日に結審しても、8月6日に結審しても、8月6日月曜日に開催すること、8月6日の開始時刻につきましては、18時からということをお願いをしております。この場合、専門部会終了後に、若干8月6日の場合は、会場を整えさせていただいた後に、本審を開催するということとなりますので、審議の進行によりまして、お持ちいただくことになるかもしれませんが、よろしくお願いいたしますと思います。以上でございます。

石塚会長

それでは、日程の確保につきましては、よろしくお願いいたします。今後は、第2回から第5回の専門部会までに日程が組まれておりまして、専門部会報告の結果のとおりとするかどうか、再度、本審で審議するということとなりますので、よろしくお願いいたします。他に何か審議することはございませんでしょうか、よろしいですか。

(意見なし)

石塚会長

それでは、ないようですので、これもちまして、本日の審議会は終了させていただきます。ありがとうございます。

最後に議事録署名者の指名をいたします。労働者側は新内委員、使用者側は濱上委員にお願いしたいと思います。

それでは以上で閉会します。長時間どうもありがとうございました。

議事録署名

会 長 _____

労働者代表委員

使用者代表委員
